

令和4年第7回会津若松市 農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和4年7月20日 午後1時30分から
- 2 場 所 会津若松市役所河東支所2階大会議室
- 3 委 員 農業委員 19名 農地利用最適化推進委員 18名
- 4 出席した農業委員 17名

		2番委員	多田 善信	3番委員	長尾 好章
4番委員	渡部 一夫	5番委員	折笠 康裕	6番委員	星 富士雄
7番委員	大竹 健司	8番委員	佐野 和枝	9番委員	小檜山 祐一
10番委員	丸山 世子	11番委員	吉田 和明	12番委員	渡邊 直也
		14番委員	弓田 秀一	15番委員	佐々木 隆夫
16番委員	渡部 裕末	17番委員	奈良橋 涉	18番委員	渡部 政美
19番委員	永井 茂				

出席した農地利用最適化推進委員 15名

1番委員	二瓶 正貴	2番委員	島影 盛継		
4番委員	室野井 建一	5番委員	佐藤 直意	6番委員	菅井 洋一
7番委員	鈴木 衛	8番委員	佐藤 恒男	9番委員	渡部 政治
		11番委員	二瓶 幸太郎	12番委員	鈴木 純一
		14番委員	星 俊典	15番委員	高橋 一美
16番委員	岩橋 近芳	17番委員	棚木 信治	18番委員	手代木 久司

- 5 欠席した農業委員 2名

1番委員	庄司 遼	13番委員	吉田 武幸		
------	------	-------	-------	--	--

欠席した農地利用最適化推進委員 3名

3番委員	本田 武史	10番委員	武田 久美子	13番委員	皆川 庄司
------	-------	-------	--------	-------	-------

- 6 出席した事務局職員

事務局長	小島 善樹	事務局次長	余田 郷太	主幹	鈴木 公彦
主任主査	入江 俊一郎				

農政課

技師	藤田 優志				
----	-------	--	--	--	--

<p>会 長</p>	<p>只今より、令和4年第7回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。 これより日程に基づき議事を進めますが、留意事項について先に申し述べます。</p> <p>総会資料は個人情報であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分注意願います。</p> <p>また、会議中においては、携帯電話のスイッチは切っておくか、マナーモードに設定願います。会議中の私語については、各自慎むようご協力をお願いいたします。また、会議中の飲食は、ご遠慮くださるようお願いいたします。</p> <p>なお、議案に対する質問等については、挙手の上、許可を得た後に、起立いただき、発言をお願いいたします。</p> <p>本日は議事に関係する委員がおられますので、該当する議案については、退席されますようご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>本日出席の農業委員は17名でありまして、定足数に達しております。</p> <p>また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は15名であります。</p> <p>それでは只今より会議を開きます。</p> <p>まず、議事録署名委員の指名についてであります。署名委員については、例により私からご指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p> <p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。農業委員14番・弓田 秀一委員、農業委員15番・佐々木 隆夫 委員、以上2名の方をご指名申し上げます。ご了承願います。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員15番) 佐々木隆夫 委員</p>	<p>始めに、議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。</p> <p>提出案件について、各地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>旧市・一箕・東山地区担当委員より1番から2番について説明願います。</p> <p>議案第23号1番から2番について、農業委員15番 佐々木隆夫より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、7月15日午後0時より、地区担当委員4名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員2番) 島影 盛継 委員</p>	<p>門田地区担当委員より3番について説明願います。</p> <p>議案第23号3番について、推進委員2番 島影盛継より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件については、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、7月11日午後1時より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員14番) 星 俊典 委員</p>	<p>館ノ内地区担当委員より4番について説明願います。</p> <p>議案第23号4番について、推進委員14番 星俊典より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件については、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。</p>

	<p>調査月日は、7月15日午後2時より、地区担当委員2名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>八田地区担当委員より5番について説明願います。</p>
<p>(農業委員5番) 折笠 康裕 委員</p>	<p>議案第23号5番について、農業委員5番 折笠康裕より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。</p>
	<p>この案件については、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。</p>
	<p>調査月日は、7月17日午前8時より、地区担当委員2名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。</p>
	<p>本件について ご質問ございませんか。</p>
	<p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p>
	<p>よって、議案第23号 は原案のとおり決せられました。</p>
<p>会 長</p>	<p>次に、議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>提出案件について、各地区担当委員の調査報告を求めます。</p>
	<p>大戸地区担当委員より1番について説明願います。</p>
<p>(推進委員11番) 二瓶幸太郎 委員</p>	<p>推進委員11番 二瓶幸太郎より、議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について の1番について報告いたします。</p>
	<p>申請の詳細は議案書記載のとおりであります。</p>
	<p>この案件につきましては、農地法第5条第1項の規定に基づき、鉄塔周辺を工</p>
	<p>事用地として、一時転用するものです。</p>
	<p>農地区分は農用区域内農地であります。申請事業が「仮設工作物の設置、</p>
	<p>その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、「一時転用事</p>
	<p>業」と見られ、申請地周辺の他の候補地では事業達成が困難なことから、転用許</p>
	<p>可可能なものであります。</p>
	<p>なお、これは合同調査でありまして、7月15日午前10時00分から、農地部会</p>
	<p>より 筈田 部会長、大竹 副部会長、星 部会委員の3名の他、地区委員2名、事</p>
	<p>務局1名の計6名で実施したものであり、本件については、農振法・都市計画法</p>
	<p>は手続き不要、土地改良区は協議済であり、事業達成の確実性など転用許可の一</p>
	<p>般基準からも特段異議ないものと認められました。</p>
<p>会 長</p>	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査</p>
	<p>結果を農地副部会長より報告願います。</p>
<p>農地副部会長 大竹 健司 委員</p>	<p>地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りま</p>
	<p>したことを報告します。</p>
<p>会 長</p>	<p>各地区担当委員及び農地副部会長からの調査報告が終わりました。</p>
	<p>本件についてご質問ございませんか。</p>
	<p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請につ</p>
	<p>いて を原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p>

<p>会 長</p>	<p>よって、議案第 24 号 は原案のとおり決せられました。</p> <p>次に、議案第 25 号 農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。</p> <p>所有権移転についてお願いします。 地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>荒井地区担当委員より 1 番について説明願います。</p>
<p>(農業委員 17 番) 奈良橋 渉 委員</p>	<p>農業委員 17 番 奈良橋渉より議案第 25 号 所有権移転の 1 番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、認定農業者へ所有権の移転をしようとするものです。 農地価格等の申請内容につきましては、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 7 月 16 日午後 2 時より地区担当委員 3 名が、申請人の立会いのもと調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>利用権設定についてお願いします。 各地区担当委員の調査報告を求めます。</p>
<p>会 長</p>	<p>高野地区担当委員より 1 番から 2 番について説明願います。</p>
<p>(農業委員 14 番) 弓田 秀一 委員</p>	<p>農業委員 14 番 弓田秀一より議案第 25 号 利用権設定の 1 番から 2 番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 1 番から 2 番の案件につきましては、高野地区の集落案件であり、農地中間管理事業を活用した利用権設定です。 申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らし、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>湊地区担当委員より 3 番から 4 番について説明願います。</p>
<p>(農業委員 4 番) 渡部 一夫 委員</p>	<p>農業委員 4 番 渡部一夫より議案第 25 号 利用権設定の 3 番から 4 番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 これらの案件については認定就農者に対する利用権設定です。 申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、7 月 15 日午前 8 時 30 分より地区担当委員 4 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>荒井地区担当委員より 5 番から 6 番について説明願います。</p>
<p>(推進委員 12 番) 鈴木 純一 委員</p>	<p>推進委員 12 番 鈴木純一より議案第 25 号 利用権設定の 5 番から 6 番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 これらの案件につきましては、農地中間管理事業を活用した利用権設定であり、利用権設定等促進事業から農地中間管理機構に移行するための利用権設定です。 申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らし、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>館ノ内地区担当委員より 7 番から 9 番について説明願います。</p>
<p>(農業委員 16 番) 渡部 裕末 委員</p>	<p>農業委員 16 番 渡部裕末より議案第 25 号 利用権設定の 7 番から 9 番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 これらの案件につきましては、農地中間管理事業を活用した利用権設定であり、農地利用集積円滑化事業から農地中間管理機構に移行するための利用権設定です。 申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らし、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>日橋地区担当委員より 10 番について説明願います。</p>
<p>(農業委員 11 番) 吉田 和明 委員</p>	<p>農業委員 11 番 吉田和明より議案第 25 号 利用権設定の 10 番について、ご報告いたします。</p>

	<p>詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、認定就農者に対する利用権設定です。 申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、7月16日午前9時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第25号 農用地利用集積計画の作成について を原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第25号 は原案のとおり決せられました。</p>
<p>会 長</p>	<p>次に、議案第26号 農用地利用配分計画(案)に関する意見についてを議題といたします。</p> <p>(※農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席) 佐々木 隆夫 委員 退席</p>
<p>会 長 事務局</p>	<p>提案理由について、事務局より説明を求めます。</p> <p>事務局・事務局長(提案理由を事務局長から説明)</p>
<p>会 長 農政部農政課</p>	<p>議案第26号 農用地利用配分計画(案)に関する意見についてですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項において、「市町村が農用地利用配分計画(案)を定めようとするときは、当該市町村の長は農業委員会に意見を聴くものとする」と定められております。 令和4年7月5日付け4農政第404号で会津若松市長より意見を求められておりますので、「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」をご審議いただくものであります。 詳細につきましては、農政部農政課が参っておりますので、担当よりご説明申し上げます。</p>
<p>会 長 農政部農政課</p>	<p>農政部・農政課(詳細を農政部農政課が説明)</p> <p>日頃より、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、本市農政事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。</p> <p>議案第26号農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご審議いただきます。</p> <p>7月総会の案件は、赤井地区、高野地区、一般地区になります。 8ページ上段をご覧ください。赤井地区になります。 1番の農地は今まで別な耕作者が契約しておりましたが、より効率的な農業経営のために新規就農者に貸し付ける農用地配分計画(案)になります。 8ページ中段から16ページ上段をご覧ください。高野地区になります。 高野地区につきましては、基盤整備事業実施中の区域であり、本年度の工事の完了に伴い、契約の内容を見直す農用地配分計画(案)になります。 なお、本年度の変更内容は、令和3年度の工事区域については仮換地の指定がなされたので、一時利用地として貸借されるものになります。令和4年度の工事区域については作付を行えないため賃借料を0円にするものになります。令和5年度の予定工事区域に関しては賃借料変更を行うものです。 それぞれの工事区域で自身の名義の農地を公社から借り受ける場合は賃借料が0円となっております。 16ページ中段をご覧ください。一般地区案件になります。 1番については、高野地区の基盤整備エリアに隣接する農地であり、今まで地区の担い手が耕作していた農地の借り手を新たに設立した法人に切り替える農用地配分計画(案)になります。 地区案件につきましては、農用地利用改善団体の話し合いや、人・農プランの話し合いに基づき、農地の利用調整を図り、農用地配分計画(案)を作成したものであります。 詳細な内容は、議案書記載のとおりであります。 以上で説明を終わらせていただきます。</p>

<p>会 長</p>	<p>このことについて、何か質問等ありませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りいたします。議案第 26 号 農用地利用配分計画(案)に関する意見について を 原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。よって、議案第 26 号 は原案のとおり決せられました。</p> <p>佐々木 隆夫 委員 着席</p>
<p>会 長</p>	<p>次に報告に移ります。</p> <p>報告第 16 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、 報告第 17 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、 及び報告第 18 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出についての報告をお願いいたします。</p> <p>事務局より報告願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第 16 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の 1 番から 6 番について、事務局よりご報告いたします。</p> <p>届出の詳細につきましては、議案書記載のとおりです。</p> <p>これらの案件は、すべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項の規定により事務局長の専決とし、同第 7 条第 2 項の定めにより報告するものであります。</p> <p>次に、報告第 17 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、報告いたします。</p> <p>届出の詳細につきましては、議案書記載のとおりです。</p> <p>この案件は、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項の規定により事務局長の専決処分とし、同第 7 条第 2 項の定めにより報告するものであります。</p> <p>なお、都市計画法上の意見としまして、「令和 4 年 6 月 3 日付け会津若松市指令開第 517 号で許可した開発行為の内容を遵守すること。」との意見が付されております。</p> <p>次に、報告第 18 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の 1 番から 7 番について、報告いたします。</p> <p>届出の詳細につきましては、議案書記載のとおりです。</p> <p>これらの案件は、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項の規定により事務局長の専決処分とし、同第 7 条第 2 項の定めにより報告するものであります。</p> <p>なお、都市計画法上の意見としまして、</p> <p>1 番 2 番には、①隣接する土地との境界を明確にすること。②施工の際は、隣接地に影響のないよう十分配慮すること。③必要に応じ、道路、水路等について関係部局と協議すること。④敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水すること。</p> <p>3 番 4 番には、「令和 4 年 6 月 3 日付け会津若松市指令開第 517 号で許可した開発行為の内容を遵守すること。」</p> <p>5 番には、「都市計画法第 53 条第 1 項に基づく建築許可申請が必要であること」。</p> <p>6 番には、「令和 4 年 6 月 3 日付け会津若松市指令開第 541 号で許可した開発行為の内容を遵守すること。」</p> <p>との意見が付されております。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>以上、報告でございました。ご了承願います。</p>
<p>会 長</p>	<p>以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会といたします。</p>

	(午後2時 閉会を宣言する。)
--	-----------------

この議事録は、事実と相違ないことを認め署名する。

令和4年7月20日

会津若松市農業委員会 会長

14番農業委員

15番農業委員